埋蔵文化財の保護に関する手続きの流れ

隠岐の島町教育委員会社会教育課

①遺跡の確認

工事予定地に遺跡があるか否かを事前に確認してください。

【確認の方法】

①電話、FAX、電子メールで隠岐の島町教育委員会社会教育課に照会する

② もしくは、マップ on しまねで検索する

遺跡の範囲外で近くに遺跡はない

遺跡がある

わからない

調査不要

②事前相談

（隠岐の島町教育委員会社会教育課 08512-2-2126）

開発場所や工事内容によって対応が異なります。

③分布・試掘調査

※費用はかかりません

③届出（文化財保護法第 93 条・94 条）

工事着手の 60 日前までに届出書を提出してください。

④保護措置の指示

隠岐の島町教育委員会社会教育課から以下の保護措置を指示します。

【発掘調査】工事着手前に発掘調査を実施する必要があります

【工事立会】施工時に文化財専門職員が立会し、必要に応じて記録作成等の作業を行います

【慎重工事】遺跡を傷つけないよう慎重に工事をしてください

⑤発掘調査

※調査期間と費用が必要です

⑥工事着工

※工事中に予期せぬ発見があった場合は改めて協議が必要です